

平成22年度国の施策等に関する提言書

(平成21年11月)

岩手県知事 **達 増 拓 也**

目 次

1. 情報通信格差（デジタル・ディバイド）の解消について……………	1
2. 貨物線路使用料制度（調整金制度）の見直しについて……………	2
3. 過疎地域の振興対策の推進について……………	3
4. 市町村合併について……………	4
5. 北上川の清流化確保対策について……………	5
6. 医師養成数の増加に向けての対応について……………	6
7. 地域医療を支える私立大学に対する財政支援について……………	7
8. 新型インフルエンザ対策について……………	8
9. 病院の建替えに係る国庫補助における条件緩和について……………	9
10. 介護保険施設整備に関する参酌標準の廃止について……………	10
11. 特定疾患対策について……………	11
12. 医療費適正化計画の実績評価に伴う診療報酬の特例の設定について ……………	12
13. 特定健康診査・特定保健指導について……………	13
14. 療養給付費等負担金等の減額措置の廃止について……………	14
15. 国民健康保険財政調整交付金の減額措置の廃止について……………	15
16. 診療報酬の改定について……………	16
17. 病院事業に係る地方財政措置拡充について……………	17

18. 北上新貨物駅の整備について	1 8
19. 「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」の 要件緩和について	1 9
20. 林業公社及び都府県が行う分収林事業に係る地方財政措置について	2 0
21. 岩手県競馬組合の経営改善について（地方公共団体金融機構納付金 制度の見直しについて）	2 1
22. 農業の戸別所得補償制度の創設について	2 2
23. 漁業の戸別所得補償制度の創設について	2 3
24. 持続可能な森林経営と森林資源の循環利用を促進する制度の創設と 施策の充実等について	2 4
25. 大型クラゲによる定置漁業被害の支援措置について	2 5
26. 地方航空ネットワークの維持・充実について	2 6
27. 「一括交付金」の創設について	2 7
28. 地方税源の充実・強化について	2 8
29. 高校生を対象とした奨学金制度の拡充について	2 9

総務省

情報流通行政局、総合通信基盤局、自治行政局

情報通信格差（デジタル・ディバイド）の解消について

本県は、条件不利地域を多く抱え、採算面から民間主導による情報通信基盤の整備が遅れています。

このため、国の支援制度を活用しながら公設民営による取組を進めてきましたが、なお格差が存している状況です。

公共事業が見直し・圧縮され、個別の補助金が整理・合理化される中であっても、条件不利地域において、国民が等しく情報化の恩恵を享受できる環境を実現することは重要であることから、ブロードバンドの整備、携帯電話のエリア整備、地上デジタル放送施設の整備など、必要な基盤整備に係る投資経費に対しては、引き続き、適切な財源措置を講じるよう要望します。

貨物線路使用料制度（調整金制度）の見直しについて

並行在来線の貨物列車走行に伴う貨物線路使用料制度（調整金制度）について、JR事業者間のルールを基本とするのではなく、「民」対「民」の一般的ルールに基づいた制度に再構築するよう要望します。

なお、これに伴って、JR貨物への支援が必要な場合においては、鉄道貨物輸送の確保は国の運輸政策上の課題であること、モーダルシフトを国が推進していることから、国の責任において対応するよう、併せて要望します。

1 既存の施設の使用に伴う使用料の貨物線路使用料制度（調整金制度）対象経費への算入

現行の貨物線路使用料制度（調整金制度）では、JR貨物が使用する既存のトンネルや橋梁等の施設・設備の使用料が対象とされていないことから、この使用料について、当該制度の対象経費とするよう見直すこと。

2 固定資産税や資金調達コスト等の貨物線路使用料制度（調整金制度）対象経費への算入

現行の貨物線路使用料制度（調整金制度）では、新たな設備投資に係る資本費（減価償却費相当額）は対象とされているものの、施設・設備の保有に伴う固定資産税や施設・設備の整備に伴う資金調達コスト等は対象とされていないことから、これら経費について、当該制度の対象経費とするよう見直すこと。

過疎地域の振興対策の推進について

過疎地域の振興が図られるよう、新たな法律を制定するとともに、過疎地域に対する支援策を強化拡充することを要望します。

過疎地域の振興対策の推進

- (1) 過疎対策は国家的課題であることを認識し、時代に対応した総合的な過疎対策に強化拡充し、過疎地域の振興が図られるよう、平成 22 年度を初年度とする新たな法律を制定すること。
- (2) 過疎市町村の自立的、安定的な行財政運営が着実に図られるよう、地方交付税等による必要な財源保障を行い、その財政基盤の充実強化を図ること。
- (3) 過疎地域における地域コミュニティの活動に対する支援を強化すること。

市町村合併について

民主党政策集「INDEX2009」においては、基礎的自治体の規模や能力の拡大を目指す旨が明らかにされているが、その推進に当たって自治体数の数値目標や一律の人口基準を設けることは、これまでの市町村合併の経緯や最近における市町村の意見を踏まえると適当ではないことから、慎重に対処されるよう要望します。

北上川の清流化確保対策について

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところでありますが、恒久的財源対策、3メートル坑の安全対策等の課題があることから、国の責任における措置を要望します。

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、岩手県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っているが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であり、恒久的で安定した財政制度を確立すること。

2 3メートル坑の安全対策

専門家による調査の結果、将来はいずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑について、安全確保対策を国において早急に講ずること。

医師養成数の増加に向けての対応について

今日、地域においては、保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていますが、医師不足が一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

については、地域医療の確保・再生のため、次のとおり要望します。

1 医学部入学定員の「ブロック枠」の創設

東北大学医学部をはじめとする各地方の中核的な大学の医学部は、本県をはじめ、特に医師不足が深刻とされる地方全域における地域医療の確保等に重要な役割を果たしていますが、その一方で首都圏等から進学する学生も多く、地元出身の学生が十分進学できていない実態があることから、将来にわたり、地域の医療を支え、主導的な役割を担う人材を安定的に確保していくために、これらの大学医学部の入学定員の一定数を地方出身者の中から選抜する、「ブロック枠」の創設に向け、検討を進めること。

2 医学部入学定員の増加に係る医育機関のスタッフ等の充実

医師養成数の増加に当たっては、長期的な視点で取り組まれるとともに、医育機関のスタッフ及び設備の充実についても十分に配慮すること。

地域医療を支える私立大学に対する財政支援について

岩手医科大学は、いわゆる「1県1医大」構想の下、岩手県唯一の医育機関、医学研究機関としての役割の他、本県の地域医療を支える中核的医療機関、医師の養成・派遣機関等として重要な機能を担っているところであることから、次のとおり要望します。

私立大学に対する財政支援

私立大学であっても他の国公立大学と同様に、当該地域の医療の確保等に関し、重要かつ欠くことのできない機能を果たしている大学医学部に対して、国からの財政支援の充実を図ること。

新型インフルエンザ対策について

今般発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の病原性が強まった場合や、新たに強い病原性を持つ新型インフルエンザが発生した場合に備え、下記の事項に取り組みられるよう要望します。

1 対策の実効性を高めるための法的根拠の整備等

発熱外来の設置や医療機関・医療従事者の確保・補償、集会等の自粛要請、長期間にわたる交通遮断、要援護者への食料等の配布など地方自治体が行う対策の法的根拠が不明確な現状を踏まえ、その実効性を高めるため、各種法令の整備を進めるとともに、関係する地方自治体の長に当該対策の実行に係る権限を付与すること。

2 地方自治体等が実施する対策への財政支援

新型インフルエンザ対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関が行う新型インフルエンザ対策に要する費用についても、国の責任として十分な財政措置を講じること。

病院の建替えに係る国庫補助における条件緩和について

民間病院等が建替えのため国庫補助事業を導入しようとする場合、いわゆる病床過剰地域においては、当該病院の病床数を10%以上削減することが補助の条件となっており、病院経営としては減収となること。また、地域移行できない精神病患者等の受け皿として病床を削減することが困難な地域もあることなどから、次のとおり要望します。

国庫補助要件の緩和

医療資源の安定的確保の観点から、地域における医療提供施設の適切な整備促進を図り、交付条件として既存病床の削減を求める国庫補助制度の見直しを図ること。

介護保険施設整備に関する参酌標準の廃止について

施設入所待機者が多数存在する状況を改善し、要介護者が必要な介護サービスを受けることができる環境を構築するため、次のとおり要望します。

介護保険施設整備に関する参酌標準の廃止

各市町村において、地域の実情に応じた施設整備が可能となるよう、事実上、介護保険施設整備の抑制指標となっている参酌標準を廃止すること。

特定疾患対策について

特定疾患対策は、国の通知・要綱により実施されておりますが、総合的・体系的な対策を推進するため、次のとおり要望します。

1 特定疾患対策の法制化

特定疾患対策を法制化し、法律に基づく総合的・体系的な施策の充実強化を図ること。

2 特定疾患治療研究事業における超過負担の解消

法律に基づき財源措置の充実強化を図り、都道府県の超過負担を解消すること。

3 治療研究の一層の推進

難治性疾患克服研究事業については、必要な予算を引き続き確保し、治療研究の一層の充実・推進を図ること。

医療費適正化計画の実績評価に伴う 診療報酬の特例の設定について

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく全国医療費適正化計画における目標の未達成等を理由に、国は、都道府県と協議の上、適切な医療を効率的に提供する観点から合理的であると認められる範囲で、都道府県の診療報酬の特例を設定することができるかとされていますが、他の都道府県区域内より低い診療報酬の評価とした場合、地域の医療提供体制において大きな役割を担っている公的医療機関を中心に、その経営上、与える影響が大きいことから、次のとおり要望します。

医療費適正化計画の実績評価の取り扱い

目標の未達成を理由に、診療報酬の算定基準において他の地域より低い評価を行わないこと。

特定健康診査・特定保健指導について

特定健康診査・特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療保険者にその実施が義務づけられておりますが、医療保険者間の連携・協力を促進し実施率の向上を図るため、次のとおり要望します。

後期高齢者支援金の加算・減算措置の見直し

国の参酌標準で示している特定健康診査・特定保健指導実施率を達成するため、インセンティブとして設定した後期高齢者支援金の加算・減算措置を見直すこと。

療養給付費等負担金等の減額措置の廃止について

医療費の一部負担金の減免については、全ての都道府県において独自に取り組んでいるところですが、国においては、地方単独事業により医療費の一部負担金を現物給付により減免した場合には、頻回受診を招き、医療費が増大するという理由から、国の療養給付費等負担金及び調整交付金を減額する仕組みとなっていますが、国民健康保険の円滑な運営が図られるよう、次のとおり要望します。

療養給付費等負担金等の減額措置の廃止

地方単独事業により医療費一部負担金を現物給付による減免をした場合の国民健康保険における療養給付費等負担金等の減額調整を廃止すること。

国民健康保険財政調整交付金の減額措置の廃止について

国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険税収納率が低い保険者に対しては、国の国民健康保険財政調整交付金の額が減額される仕組みとなっていることから、国民健康保険の円滑な運営が図られるよう、次のとおり要望します。

国民健康保険財政調整交付金の減額措置の廃止

国民健康保険税の収納率が低い場合における国庫支出金（国民健康保険財政調整交付金）の減額措置を廃止すること。

診療報酬の改定について

- 1 次期診療報酬の改定に当たっては、公立病院が厳しい経営環境になりながら、住民のニーズに対応した適切な医療を提供するとともに、総合的医療機能を基盤に、へき地医療、高度・特殊・先駆的医療及び救急医療に対応している状況を踏まえ、こうした実情を十分考慮して行われるよう要望します。
- 2 県北、沿岸地域の医師確保のため、医師が一定期間、医師不足が顕著な地域の医療に従事することを義務化するなどの制度を構築するとともに、本県のように医師不足地域に勤務する医師に手当等加算している場合への財政支援や診療報酬上の加算措置等を要望します。
- 3 高い医療機能を要求される公立病院において、入院基本料における看護師の評価を高め、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実践を評価し、実態に即した入院基本料の増額がなされるよう要望します。

病院事業に係る地方財政措置拡充について

本県の県立病院事業は、高度医療、精神科等の特殊医療、不採算地区医療などの分野を広く担当しており、診療報酬の増額によってもなお不足する額が見込まれることから、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、公立病院の運営に対する地方財政措置の拡充を要望します。なお、地方交付税措置と一般会計繰出金との大幅な乖離が常態化していることから、その措置率の引き上げを図り、一般会計の負担軽減と安定的な病院経営の支援措置を講じられるよう要望します。

また、医師の確保・定着に向けた勤務環境の改善や住民が安心できる医療提供体制の整備を重点的に進める必要があること、医療のIT化の要請に応え、電子カルテ化や地域連携パスへの対応等を進める必要があることから、こうした経費について適切な財政措置を講じられるよう要望します。

特にも、平成 21 年度から医師の勤務環境改善のため医師確保対策について地方財政措置が拡充されましたが、県北沿岸地域など医師確保が困難な地域での地域特性に応じた手当の創設等について、各県の実情に応じた取組が可能となるような制度の運用を要望します。

北上新貨物駅の整備について

岩手県南部エリアの物流インフラ強化により、ものづくり産業の一層の集積と CO2 排出量削減への貢献を図るため、北上市に新たな貨物駅を整備したいので、下記の視点に立って現行の補助制度（補助率）を拡充し支援されるよう要望します。

1 北上新貨物駅をコンパクトな駅整備のモデルに

全国でモーダルシフトを展開するには貨物駅の整備コストの削減が必須であり、本提案の北上新貨物駅をモデルとして整備効果を実証できること。

2 CO2 排出量の削減に寄与

「CO2 排出量 2020 年までに 25%減(90 年比)」の実現に寄与できること。

3 自動車産業の集積と東北地方の活性化

自動車関連企業の立地が進みつつある東北地区において、新貨物駅設置により部品等の物流が円滑化され、自動車産業の一層の集積、東北地方の活性化につながること。

厚生労働省

職業安定局

「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」の要件緩和について

「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」の採択要件に、一部地方の実情に合わないものがあり、事業化が進まない要因となっていることから、地方がより主体的かつ弾力的な雇用対策に取り組むことができるよう、下記のとおり要件の見直しを要望します。

1 補助事業への対象事業の拡大

「ふるさと雇用再生特別基金事業」について、民間企業に対する補助事業も対象とすること。

2 研修・人材育成への対象事業の拡大

両基金事業について、研修・人材育成が主たる目的の事業も対象とすること。

3 新卒者への適用

両基金事業について、新卒者を事業の対象である失業者に含む取扱いを明確化すること。

林 野 庁

林政部、森林整備部

林業公社及び都府県が行う分収林事業に係る 地方財政措置について

林業公社及び都府県が行う分収林事業は、巨額の負債を抱える状況となっており、平成 18 年度から特別交付税措置などの支援策が講じられているものの、依然として都府県にとって、その返済が重い負担となっています。

また、本県の県有林の経営は、長期的な木材価格の低下や育林費用の増大等に伴い借入金が増加し、今後も厳しい経営状況が続くことが懸念されています。

つきましては、林業公社及び都府県が行う分収林事業について、次の事項を要望します。

1 林業公社等に対する支援の拡充

林業公社及び旧林業公社の借入金に係る利子相当額に対する特別交付税措置による支援を継続し、拡充すること。

2 分収林事業への新たな支援

都府県が行う分収林事業についても、林業公社の支援と同様に、利子に対する特別交付税措置を行うこと。

岩手県競馬組合の経営改善について (地方公共団体金融機構納付金制度の見直しについて)

地方公共団体金融機構（旧：公営企業金融公庫）の納付金制度は、昭和 45 年、公営競技収益の均てん化を目的に、時限措置として創設され、これまで 4 回延長されて現在に至っています。

現行の制度は、収益がない場合は納付不要となっていますが、累積赤字があっても、単年度で収益を出すと納付が義務づけられており、経営基盤が脆弱化している地方競馬にとって、経営健全化を阻害する大きな要因の一つとなっています。

岩手県競馬組合は、現在は収益を出せず納付金を納めていませんが、将来、構成団体融資の元金償還を行った場合、現行制度では「収益」とみなされ、翌年度に納付金が発生し、厳しい事業運営に陥ることが見込まれています。

つきましては、岩手県競馬組合の経営改善を図るため、次の事項を要望します。

地方公共団体金融機構納付金制度の見直し

平成 22 年度に時限措置が終了する「本納付金制度」を平成 23 年度以降も延長する場合には、その財源を地方競馬に求めることを廃止し、あるいは、累積赤字がある団体は納付の対象外とすること。

農林水産省

戸別所得補償制度推進本部（総合食料局、経営局、生産局）

農業の戸別所得補償制度の創設について

農業の戸別所得補償制度の創設に当たっては、農業者等の意向を十分に反映させ、農業者はじめ広く国民の理解を得るとともに、現行施策からの円滑な移行に配慮するなど、農業者が将来展望をもって営農に取り組むことができるよう、次の事項を要望します。

1 戸別所得補償制度の具体的内容の早期提示等

戸別所得補償制度における対象品目や補償水準、実施時期など、制度の具体的な内容について早期に提示すること。

また、制度の運営に関わる県や市町村、農業団体等の役割等を明確にするとともに、その役割に応じ、必要な経費を措置すること。

2 米政策の具体的内容の早期提示等

農業者が次年度産の営農計画を早期に検討できるよう、「米戸別所得補償モデル事業」や、米の需給調整と備蓄方式を含めた流通対策など、米政策全体に係る具体的な内容について早期に提示すること。

また、米生産数量目標の設定や都道府県別数量（需要量に関する情報の提供）については、需要実績を基本とし、これまでの生産調整目標の達成状況を勘案した算定方式とすること。

3 水田利活用自給力向上対策の充実強化

「水田利活用自給力向上事業」については、麦・大豆等の生産拡大に取り組んできた集落営農や大規模経営体の経営悪化や、地域の特徴を活かした取組の後退等を招かないようにするため、助成水準は、これまでの「産地確立交付金」の交付実績を下回らないようにするとともに、転作作物の団地化や産地づくりなど、地域の主体的・意欲的な取組を助長する事業とすること。

漁業の戸別所得補償制度の創設について

漁業の戸別所得補償制度の創設に当たっては、地域の漁業の実情等を踏まえた効果的なものとなるよう、次の事項を要望します。

1 地域の実情等を踏まえた制度の創設と支援策の充実

新たな資源管理制度の創設に当たっては、地域特有の魚種についても管理の対象として設定し、本県漁船漁業の大半を占める小型漁船漁業経営体（使用漁船 20 トン未満）が漁獲する資源の増大も図ることのできる仕組みとするとともに、これら魚種についても所得補償制度の対象とすること。

また、本県漁業は、養殖漁業の占める割合が高いことから、将来の養殖漁業をけん引する「中核的な漁業経営体」の育成と経営安定化を図るため、養殖漁業生産の維持・拡大を図るための支援策についても、早期に創設すること。

2 新たな資源管理制度の適正な運用と態勢整備

新たな資源管理制度を適正に運用するため、個々の漁船の漁獲量を迅速かつ正確に把握する態勢を構築するとともに、対象魚種の資源評価調査を十分に実施できるような態勢整備と支援措置を講ずること。

林 野 庁

林政部、森林整備部

持続可能な森林経営と森林資源の循環利用を促進する 制度の創設と施策の充実等について

森林は、木材等の林産物の供給、国土の保全や水資源のかん養などに大きな役割を果たしており、特に最近では、森林が持つ二酸化炭素の吸収・固定機能に国民の高い期待が寄せられています。

森林所有者の経営意欲や木材需要が低下する中、この「緑の社会資本」とも呼ばれる森林の適正な整備と、林業・木材産業の振興による木材利用を一体的に進め、持続可能な森林経営と森林資源の循環利用を促進するため、次の事項を要望します。

1 「森林管理・環境保全直接支払制度」の早期実現

各種森林整備施策（川上対策）を統合し、全額国費で再造林や間伐等を進める「森林管理・環境保全直接支払制度」を早期に実現すること。

また、直接支払制度の対象者は、計画的に適切な森林経営を行っている森林所有者や、小規模な森林所有者からの委託を受け、適切な森林経営を実践している森林組合や林業事業体などに重点化すること。

2 「森林整備加速化・林業再生事業」の継続化と拡充

「森林整備加速化・林業再生事業」の継続化と、国産材を利用する住宅建設への支援策の当該事業への追加など、森林整備から森林資源の積極的な利用まで、林業・木材産業を再生する総合的な支援策を強化すること。

3 森林関連税制度の優遇措置

持続的な森林経営の障害となっている山林の相続税や固定資産税の減免等の優遇措置を講じること。

水産庁

漁政部、増殖推進部

大型クラゲによる定置漁業被害の支援措置について

本県の定置漁業は、現在、主力である秋サケの盛漁期を迎えていますが、大型クラゲの大量来遊により定置網の破損や漁獲物の品質低下など深刻な被害を受けており、このままでは、定置漁業の収益の大幅な減少と、漁業協同組合等の経営への大きな影響が懸念されています。

つきましては、定置漁業の健全かつ持続的な発展のため、大型クラゲ対策に係る次の事項を要望します。

1 制度資金による支援措置の拡充

農林漁業セーフティネット資金など、既存の制度資金で運転資金が不十分な場合は、その支援措置を拡充すること。

2 大型クラゲの駆除等に対する助成措置の対象基準の緩和

漁業協同組合等が行う大型クラゲの洋上駆除等に対する国の支援事業である「有害生物漁業被害防止総合対策事業」の助成措置の対象となる基準を緩和すること。

3 大型クラゲの発生要因の究明と駆除対策の強化・充実

大型クラゲの発生要因の早期究明と、比較的駆除が容易と考えられる発生初期における駆除対策の強化・充実を図ること。

地方航空ネットワークの維持・充実について

1 地方航空路線の維持・活性化に向けた方策の検討について

航空会社が地方航空路線の見直しを行う際には、地方航空路線が地域経済や地域間交流等に果たしている役割の大きさに鑑み、その維持・活性化方策についても十分な検討を行うとともに、関係自治体等と十分な協議を行うよう指導を行うこと。

また、未曾有の世界景気の悪化等を受け、地方航空路線を運航している航空会社に対し適切な支援を行うこと。

2 大阪国際空港における発着枠の運用の緩和について

航空会社によるリージョナルジェット機の最新鋭機材導入等の動きを踏まえ、騒音対策にも配慮しつつ、地方航空路線の活性化の観点から、大阪国際空港の発着枠（プロペラ枠）の運用の緩和を図ること。

3 羽田空港発着枠の配分における国内地方路線の充実・強化への十分な配慮について

来年秋に予定される羽田空港新滑走路の供用に伴い増加する発着枠の配分にあたっては、地方活性化の観点から、国内地方路線の充実・強化に十分な配慮を行うこと。

4 オープンスカイ政策の推進と地方空港の国際化に対する支援等について

地方空港の活性化や海外から地方への外国人観光客の誘客拡大等の観点から引き続きオープンスカイ政策を推進すること。

また、地方空港における国際線の受入態勢の充実（国際線専用施設の整備等）に対する支援措置を講じること。

「一括交付金」の創設について

一括交付金の制度設計にあたっては、地域主権の趣旨に沿い、次の事項について要望します。

1 地方が主体的な判断と責任のもとで施策を展開する財源の確保

地方の実情に応じ、地方の裁量権や自由度が真に確保され、県民の生活を守る施策を十分に実施するに足りる所要額を確保すること。

2 地域間の格差の是正に対応した的確な配分方法の確保

一括交付金の配分に当たっては、客観的で透明性の高いルールに基づき算定を行うとともに、人口規模による行政コスト差の反映や、条件不利地域など真に配慮が必要な団体に対応する仕組みを確保すること。

3 予見可能性の確保

地方が主体的な責任と判断のもとで、中長期的に安定した財政運営を行うことが可能となるよう、予見可能性の高い制度とすること。

地方税源の充実・強化について

地方団体の自主性、主体性を高め、新政権が目指す地域主権の考え方の下、真の地方分権改革を実現するためには、その裏づけとなる税財源の確保が必要不可欠であることから、次の事項について国の責任において早期に実現を図られるよう要望します。

1 国から地方への税源移譲

国から地方への税源移譲等により、国と地方の税源配分を1：1にすることを目指して、地方税源を充実・強化すること。その際には、偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築できるよう、地方消費税の充実を中心とすること。

2 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税は地方分権を支える重要な基幹税目であり、主要税目の中で、最も偏在度が低い税目ではあるが、それでも一定の偏在性があることから、できるだけ人口に比例的な税収帰属が実現するよう、地方消費税清算金にかかる清算基準の見直しを行うこと。

3 地方税における非課税等特例措置の整理合理化

地方税における非課税等特例措置の整理合理化をゼロベースで進めること。

高校生を対象とした奨学金制度の拡充について

現下の経済情勢の悪化に伴い、高校生を対象とした奨学金制度への希望者が急増しています。このため、経済危機対策臨時交付金による基金のみでは財源措置が極めて不十分であることから、生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、安定的な財源対策を講じられるよう要望します。

1 貸付金に係る財源措置

奨学金の返還金は、貸付金の原資となるものであるが、返還までに相当の期間を要するとともに、近年の奨学金希望者の増加に伴い、貸付金の原資の確保に苦慮していることから、貸付金の原資となる財源の安定的かつ十分な措置を講じること。

2 貸付原資の確保のための適切な対策

給付型の奨学金制度を創設した場合、返還金に代わる貸付原資を捻出することが必要となることから、返還金に見合う財源の適切かつ十分な措置を講じること。

